



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 2 8 号 令和 7 年 5 月 2 0 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 8 9	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
2 9 0	保安林を指定する件	森林土木・保全課

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1 1 ※	川口ダム操作規程の一部を改正する規程	

【収用委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 ※	徳島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	

【収用委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 ※	徳島県収用委員会の審理の秩序維持に関する規程の一部を改正する告示	

徳島県告示第二百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年五月二十日から同年九月二十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年五月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターライアル板野店

所在地 板野郡板野町川端字島中須八番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカ ンパニー	福岡市東区多の津一丁目二番二号	石橋 亮太

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカ ンパニー	福岡市東区多の津一丁目二番二号	石橋 亮太

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年十二月三十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、九六九平方メートル

6 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	一九四台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	二九台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	二〇一平方メートル
	廃棄物等の保	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	三八・九七立方メートル
	管施設		
	施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	小売業を行う者の閉店時刻		
項	来客が駐車場を利用することが	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	

できる時間帯			間
駐車場の自動車の出入口	出入口の数		二箇所
	位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和七年四月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課
ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年五月二十日から同年九月二十日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業
支援課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公
告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林の所在場所

名東郡佐那河内村上字大川原五の一六六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大川原五の一六六（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び佐那河内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県企業管理規程第十一号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年五月二十日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の（一）の徳島県企業局長の項中「事業推進課施設基盤整備室」を「施設基盤整備課」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

徳島県収用委員会規則第一号

徳島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

徳島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

徳島県収用委員会運営規則（平成三十一年徳島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三項中「会議」の下に「又は審理」を加える。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（土地所有者等の審理への出席の特例等）

第十七条 審理の開催に際し、配偶者からの暴力、ストーカー行為その他特別の事情により当該審理の開催場所への参集が困難な土地所有者等（法第四十六条第二項の規定による審理に係る通知を受けた者をいう。）がある場合において、委員会が認めるときは、当該土地所有者等は、オンラインによって当該審理に出席することができる。

2 前項の規定によりオンラインによって審理に出席する者は、委員会が指定する場所及び機器を使用することとし、当該場所には事務局員が立ち会うものとする。

3 法第六十五条第一項第一号又は第二号の規定による命令を受けて出頭する者については、前二項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県収用委員会告示第一号

徳島県収用委員会の審理の秩序維持に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

徳島県収用委員会の審理の秩序維持に関する規程の一部を改正する告示

徳島県収用委員会の審理の秩序維持に関する規程（平成三十一年徳島県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「審理会場」の下に「及び徳島県収用委員会運営規則（平成三十一年徳島県収用委員会規則第一号）第十七条第二項の委員会が指定する場所」を加える。

第四条に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる者のほか、審理の秩序を乱し、又は妨害となるような行為を行うおそれがあると認められる者

附 則

この規程は、令和七年五月二十日から施行する。